

告 示 第 4 号

令和元年5月30日

鹿児島市交通事業管理者

交通局長 鞍掛 貞之

鹿児島市交通局クレジットカード・電子マネー等納付導入に伴う指定代理納付者の選定に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

市電・市バスの定期乗車券利用者等の利便性向上のため、定期乗車券料金等の支払いにおけるクレジットカード・電子マネー等納付導入に伴う指定代理納付者の選定に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので、告示します。

なお、この選定に係る企画提案競技への参加を希望する者は、下記の要領により、企画提案競技参加申込書等を提出してください。

## 記

### 1 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の2第1項各号に掲げる要件に該当すること。
  - ア 資本金の額、資産及び負債の状況から財政的基盤が十分に整っていること。
  - イ 経営状況が良好であること。
  - ウ 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保の状況が十分に整っていること。
  - エ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整っていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (4) 鹿児島市交通局業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成18年3月31日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止及び鹿児島市交通局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2

号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく更生手続、再生手続、破産等の手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 納期が到来している市町村税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 公営企業又は公共交通機関におけるクレジットカード、電子マネー納付の導入実績を有すること。

## 2 参加申込要領

### (1) 受付期間

告示日から令和元年6月6日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。郵送の場合は、令和元年6月6日（木曜日）必着。）

### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

### (3) 提出書類

鹿児島市交通局クレジットカード・電子マネー等納付導入に伴う指定代理納付者の選定に係る企画提案競技（公募型プロポーザル方式）実施要領（以下「実施要領」という。）の9のとおり

### (4) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

### (5) 提出先及び問い合わせ先

〒890-0055

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局総合企画課営業係

電話 099-257-2102

FAX 099-258-6741

電子メールアドレス ktki-eigy@city.kagoshima.lg.jp

## 3 その他

実施要領等は、鹿児島市交通局ホームページ（<http://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>）において入手することができます。